

静岡市人事委員会規則第1号

静岡市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和5年2月16日

静岡市人事委員会

委員長 松下光恵

静岡市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

静岡市職員の任用に関する規則（平成17年静岡市人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第10条第9号中「平成3年法律第110号」の次に「。以下「育児休業法」という。」を加え、同条中第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

- (11) 静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成15年静岡市規則第24号）別表第2の6及び7に規定する休暇を取得する職員の業務を処理することを職務内容とする職のうち昇任、降任又は転任の方法により補充することが困難である職で、静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年静岡市条例第5号）第3条第1項第1号の規定により任期を定めて採用される者をもって補充しようとするもの

第12条第2項中「会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用されている者を同一の職務内容と認められる職に4回を超えずに引き続き採用する」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用されている者を、同一の職務内容と認められる職に4回を超えずに引き続き採用する場合
- (2) 第10条第11号に掲げる職に任期を定めて採用された者を、その任期の満了後に引き続き育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用する場合（その採用により処理しようとする同項に規定する業務が当該採用された者の同号に規定する業務と同一である場合に限る。）

附 則

この規則は、令和5年3月1日から施行する。